

編入学者，転部者及び転籍者に係る単位認定の取扱（旧カリキュラム）

令和元年5月30日制定

令和2年3月12日改正

令和2年4月1日施行

1 商学部への編入学者，転部者及び転籍者（以下「編入学者等」という）の単位認定数及び認定方法については，この取扱の定めるところによる。

2 単位認定数

- ① 3年次編入学者等の認定単位の上限は，70単位とする。
- ② 2年次編入学者等の認定単位の上限は，40単位とする。

3 認定方法

- ① 3年次編入学者等の認定方法については，次の(1)，(2)の順に優先して適用する。
 - (1) 総合科目，外国語科目，スポーツ・健康科目及び専門基礎科目の必修・選択必修科目に振替認定する。
 - (2) 専門教育科目の必修・選択必修・選択科目に振替認定する。
- ② 2年次編入学者等の認定方法については，次の(1)，(2)の順に優先して適用する。
 - (1) 総合科目，外国語科目，スポーツ・健康科目及び専門基礎科目の必修・選択必修科目に振替認定する。
 - (2) 専門教育科目の必修・選択必修・選択科目に振替認定する。

附 則

- 1 この取扱は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 この取扱は，2年次編入学者等の場合，令和3年3月31日までの編入学者等に適用し，3年次編入学者等の場合，令和4年3月31日までの編入学者等に適用する。
- 3 この取扱は，令和4年4月1日をもって廃止する。